

**心身障害者（児）福祉対策**  
県内における心身障害者は年々増加傾向にあり、その福祉需要は複雑多岐にわたっています。心身障害者の福祉を向上するためには、年齢・障害の態様・家庭環境等に適切に対応する施策が必要で

本年度は、従来の事業を充実するほか重度心身障害者の医療費補助対象の範囲の拡大及び授産施設を中心とした総合福祉施設等を建設します。

**★更生医療費等給付……………**  
一億七千三百四十四万円

身体障害者の更生のため必要な医療費や補装具・日常生活用具を給付します。

**★重度心身障害者（児）医療費助成……………**  
二億七千五百八十万円

重度の心身障害者（児）が必要な医療が容易に受けられるよう、各種の保険制度による自己負担相当額を市町村と分担して支給します。（一部については本人負担があります）

**★福祉手当の給付……………**  
五億八千四百十万円

在宅の重度心身障害者に対し、一人月額八千円（八月からは八千七百五十円）を支給します。

**★更生医療費等給付……………**  
一億七千三百四十四万円

身体障害者の更生のため必要な医療費や補装具・日常生活用具を給付します。

**★重度心身障害者（児）医療費助成……………**  
二億七千五百八十万円

重度の心身障害者（児）が必要な医療が容易に受けられるよう、各種の保険制度による自己負担相当額を市町村と分担して支給します。（一部については本人負担があります）

**★福祉手当の給付……………**  
五億八千四百十万円

在宅の重度心身障害者に対し、一人月額八千円（八月からは八千七百五十円）を支給します。

**★身体障害者更生援護施設措置……………**  
十億二千四百二十二万円

身体障害者更生援護施設に収容又は通所する費用として、事務費・一般生活費その他の事業費を負担します。

**★重度心身障害者総合福祉施設整備……………**  
三億七十九万円

重度心身障害者を収容し、授産を中心とした総合福祉施設を年次計画で整備します。

**★自動車運転免許取得・自動車改造費助成……………**  
七百四十一万円

身体障害者の社会活動参加を促進するため、自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用を助成するとともに、教習用の自動車改造費の一部を自動車学校に助成します。

**★身体障害者向公営住宅建設……………**  
七千八百三十一万円

身体障害者の住居の安定及び自立を促進するため、身体障害者向の住宅を建設します。

**★精神薄弱児（者）援護施設措置……………**  
三十三億千八百四十八万円

精神薄弱児（者）援護施設に収容又は通所する費用として、事務費・一般生活費その他の事業費を負担します。

**★児童健全育成事業……………**  
一億二千四百二十七万円

児童の健全育成を図るため、児童館、児童センター及び児童遊園の活用を促進するほか、福祉施設の園庭開放や母親クラブ、児童育成クラブの活動に助成を行います。

また郷土の生活に密着した伝承遊びや郷土料理を保育活動に取り入れる事業も進めます。

**★児童健全育成事業……………**  
一億二千四百二十七万円

児童の健全育成を図るため、児童館、児童センター及び児童遊園の活用を促進するほか、福祉施設の園庭開放や母親クラブ、児童育成クラブの活動に助成を行います。

また郷土の生活に密着した伝承遊びや郷土料理を保育活動に取り入れる事業も進めます。

**公害対策**  
公害防止思想の啓蒙・普及に努めながら、大気、水質等の環境監視の充実、工場・事業場に対する指導、規制を強化し、環境基準の維持達成を図ることにしています。

また、水俣病認定業務の促進、水俣湾等たい積汚泥の処理についても一層努力します。

**★公害防止施設整備助成費……………**  
三億四千八十万円

中小企業者の公害防止施設の整備を促進するため、融資制度を設け、資金の助成と技術的な指導助言を行います。特に融資限度額を一企業当たり千五百万円から二千万円へ引き上げ、制度の充実を図ります。

**★公害防止指導監視調査……………**  
一億二千二百二十九万円

工場・事業場に対する指導、規制及び環境監視を行うため所要の経費を計上しています。

大気関係では、移動監視測定車の更新のほか、常時監視測定装置（窒素酸化物自動測定計等）を増設し、監視体制の整備を行います。

水質関係では、海域における富栄養化が問題になっているので、今年度から二年間にわたって八代海に流入する窒素・リンなどの栄養塩類について実態調査を行うほか、昨年度に引き続き生物による水質判定調査を行います。

そのほか、熊本平野部の地盤沈下調査、環境影響評価にかかる検討、地象・水象・気象など環境情報の収集整備を行うこととしています。

**★公害被害者救済対策……………**  
七億五千三百一十一万円

昭和五十五年三月末日現在で、水俣病認定患者は千三百九十人、認定申請中の人は五千二百人となっています。認定業務については「月間百五十人検診、百三十人審査」体制で引き続き進めていきます。

また、認定申請中の方々の医療救済措置として行っている認定申請者治療研究事業について、医療手当支給の対象を拡大する等の改善を図るほか、認定患者に対する公害保健福祉事業等についても、継続して事業を実施します。

**★水俣湾等たい積汚泥処理事業……………**  
九億三千万円

水俣湾内にたい積する水銀を含む汚泥を浚渫除去し、湾奥部の五十八ヘクタールの区域に汚泥を埋立てて封じ込めま

す。

これにより地域住民の健康を維持し、その不安を解消し、快適な自然環境を回復するものです。

**★消費者行政推進事業……………**  
三百八十五万円

消費者保護条例に基づく危険商品の防止、規格表示等の適正化を図るため、自主基準の促進並びに消費者苦情の解決に努めるとともに、関係法令の遵守状況の立入検査及び指導を実施して消費者保護に努めます。

**★省資源運動推進事業……………**  
四百五十九万円

省エネルギー省資源対策及び措置の周知徹底を図り、その具体的な実践活動を

**消費者対策**  
本年度は、原油価格、その他海外原材料の値上げにより、卸売物価は騰勢を強め、消費者物価への波及が憂慮されており、また、石油エネルギー事情も依然として流動的で厳しい状況にあるので、石油製品、生活物資等の価格及び需給動向の監視調査を強化して、県民生活の安定に努めます。

省エネルギー省資源対策の推進については、国の施策と相まって、特に石油消費節減対策の具体的な実践の普及啓発を図って行きます。

**★消費者行政推進事業……………**  
三百八十五万円

消費者保護条例に基づく危険商品の防止、規格表示等の適正化を図るため、自主基準の促進並びに消費者苦情の解決に努めるとともに、関係法令の遵守状況の立入検査及び指導を実施して消費者保護に努めます。

**★省資源運動推進事業……………**  
四百五十九万円

省エネルギー省資源対策及び措置の周知徹底を図り、その具体的な実践活動を

助長するため、資源を大切にす

**★母子・寡婦福祉資金の貸付事業……………**  
二億四千三百万円

母子家庭・寡婦の自立促進を図るため、事業開始資金をはじめ、事業継続資金、修学、住宅等の資金の貸付けを行います。

**★母子世帯向公営住宅建設事業……………**  
九千八百八十万円

母子家庭の住居の安定を図るため、県営母子住宅十五戸を建設します。

**★母子家庭の自立促進対策事業……………**  
二百五十二万円

母子家庭の母親や寡婦の自立を促進するため、家庭奉仕員等の養成講習会等を開催します。

**★介護人派遣事業……………**  
六十七万円

乳幼児を抱えた母子家庭の母親が、病気等の場合、その家庭に介護人を派遣します。

**★生活保護費の支給……………**  
百九億八千六百五十七万円

要保護世帯に対して、生活、住宅、教育、医療扶助費、自立助長のための生業扶助費を支給し、生活の保障と自立促進を図ります。

**★世帯更生資金の貸付……………**  
一億三千九百六十三万円

低所得世帯や身体障害者世帯の自立助長のため、県社会福祉協議会で行っている生業、修業、技能修得、修学、住宅改修等の援護資金の貸付事業に資金の補助をします。

**公害対策**  
公害防止思想の啓蒙・普及に努めながら、大気、水質等の環境監視の充実、工場・事業場に対する指導、規制を強化し、環境基準の維持達成を図ることにしています。

また、水俣病認定業務の促進、水俣湾等たい積汚泥の処理についても一層努力します。

**★公害防止施設整備助成費……………**  
三億四千八十万円

中小企業者の公害防止施設の整備を促進するため、融資制度を設け、資金の助成と技術的な指導助言を行います。特に融資限度額を一企業当たり千五百万円から二千万円へ引き上げ、制度の充実を図ります。

**★公害防止指導監視調査……………**  
一億二千二百二十九万円

工場・事業場に対する指導、規制及び環境監視を行うため所要の経費を計上しています。

大気関係では、移動監視測定車の更新のほか、常時監視測定装置（窒素酸化物自動測定計等）を増設し、監視体制の整備を行います。

水質関係では、海域における富栄養化が問題になっているので、今年度から二年間にわたって八代海に流入する窒素・リンなどの栄養塩類について実態調査を行うほか、昨年度に引き続き生物による水質判定調査を行います。

そのほか、熊本平野部の地盤沈下調査、環境影響評価にかかる検討、地象・水象・気象など環境情報の収集整備を行うこととしています。

**★公害被害者救済対策……………**  
七億五千三百一十一万円

昭和五十五年三月末日現在で、水俣病認定患者は千三百九十人、認定申請中の人は五千二百人となっています。認定業務については「月間百五十人検診、百三十人審査」体制で引き続き進めていきます。

また、認定申請中の方々の医療救済措置として行っている認定申請者治療研究事業について、医療手当支給の対象を拡大する等の改善を図るほか、認定患者に対する公害保健福祉事業等についても、継続して事業を実施します。

**★水俣湾等たい積汚泥処理事業……………**  
九億三千万円

水俣湾内にたい積する水銀を含む汚泥を浚渫除去し、湾奥部の五十八ヘクタールの区域に汚泥を埋立てて封じ込めま

す。

これにより地域住民の健康を維持し、その不安を解消し、快適な自然環境を回復するものです。

**★消費者行政推進事業……………**  
三百八十五万円

消費者保護条例に基づく危険商品の防止、規格表示等の適正化を図るため、自主基準の促進並びに消費者苦情の解決に努めるとともに、関係法令の遵守状況の立入検査及び指導を実施して消費者保護に努めます。

**★省資源運動推進事業……………**  
四百五十九万円

省エネルギー省資源対策及び措置の周知徹底を図り、その具体的な実践活動を

助長するため、資源を大切にす